

令和5年6月30日

各サークル代表者

札幌校学生委員会委員長
石澤 伸 弘

令和5年7月以降の課外活動の取扱いについて（通知）

このことについて、令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の5類移行、昨今の道内における新型コロナウイルス感染症の感染状況及び本学他キャンパスにおける課外活動の取扱いを考慮し、令和5年7月以降は下記のとおり変更します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策

日常における基本的感染対策は個人の判断に委ねられることとなるが、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」については、引き続き留意すること。

2. 活動場所及び活動時間

活動場所及び活動時間等、現在制限を行っているものについては、原則として従前どおり（新型コロナ禍前）の取扱いに戻すこと。

3. 課外活動に関する諸手続

現在、提出を求めている「制限期間中における課外活動申請書（大会参加用）」及び「大会参加報告書」の提出は不要とし、従前どおりの取扱いに戻すこと。

ただし、各種大会等参加届を提出する際には、各種大会等の開催要項のコピーを添付すること。

※ 各種大会等参加届は、学研災の保険適用の関係で、従前から提出が必要なものです。未提出の場合は保険が適用されないことがあります。課外活動の諸手続については、「課外活動ハンドブック（令和5年3月改定）」等を参照してください。

（担当 学生支援課学生支援グループ）